

日 退 教

# 事務局速報

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

16-2号 2017年1月27日

【2枚】

## 2017年度（平成29年度）年金額は0.1%の引き下げ

2017年度（平成29年度）の年金額改定について、本日厚生労働省から公表されました。

～年金額は昨年度から0.1%の引下げ～

総務省から、本日（1月27日）、「平成28年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表され、対前年比0.1%の下落となりました。

これを踏まえ、2017年度（平成29年度）の年金額は、法律の規定により、2016年度（平成28年度）から0.1%の引下げとなることが厚生労働省から公表されました。

なお、2017年度（平成29年度）の年金額による支払いは、通常、4月分の年金が支払われる6月からです。

### 【2017年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例】

	2016年度（H28年度） （月額）	2017年度（H29年度） （月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	65,008 円	64,941 円 （▲67 円）
厚生年金※ （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,504 円	221,277 円 （▲227 円）

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯金を受け取り始める場合の給付水準です。

### 年金額の改定ルール

年金額の改定については、法律上、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに、物価変動率によって改定することとされています。

このため、2017年度（平成29年度）の年金額は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、物価変動率（▲0.1%）によって改定されます。

## 2017年度（平成29年度）の年金額改定に係る各指標

- ・物価変動率 . . . ▲0.1%
- ・名目手取り賃金変動率※1 . . . ▲1.1%
- ・マクロ経済スライドによる「スライド調整率」※2 . . . ▲0.5%

※1「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（▲1.1%）

$$= \text{物価変動率 (0.1\%)} \times \text{実質賃金変動率 (▲0.8\%)} \times \text{可処分所得割合変化率 (▲0.2\%)}$$

(2016年《平成28年》の値)      (2013～2015年度《平成25～27年度》の平均)      (2014年度《平成26年度》の変化率)

※2「マクロ経済スライド」とは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、2017年度（平成29年度）の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

◆スライド調整率（▲0.5%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率 (▲0.2\%)} \times \text{平均余命の伸び率 (▲0.3\%)}$$

(2012～2014年度《平成24～26年度》の平均)

### 【在職老齢年金について】

2017年度（平成29年度）の在職老齢年金に関して、60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額と、60歳台後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり46万円に改定されます。なお、60歳台前半の支給停止調整開始額（28万円）については変更ありません。

	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）
60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額	47万円	46万円
60歳台後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額	47万円	46万円

### ■参考：現行の仕組み

60歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、2016年度（平成28年度）の場合でいうと、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（47万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額（28万円）は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整（変更）額（47万円）については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。